

新型コロナウイルス感染症に関する  
各種制度のご案内

お問い合わせは  
各電話番号へ

## 傷病手当金の支給制度

**内容** 市の国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合等で、その療養のため労務に服することができない期間について傷病手当金を支給します

**対象** 次の要件をすべて満たす人

- ① 沼津市国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者であること
- ② 給与等の支払いを受けている被用者(雇用されている人)であること
- ③ 新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われる場合、その療養のために労務に服することができないこと

**支給額** 直近の継続した3カ月間の給与等の収入の合計額÷就労日数×2/3×支給対象日数

**支給対象期間** 1月1日(例)から9月30日(例)までの間で、労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から労務に服することができない期間(最長1年6カ月)

**申請方法** 市役所1階国民健康保険課にある所定の用紙を直接または郵送



※申請を希望する場合は、必ず事前に電話でご相談下さい。

※給与等の全部または一部を受け取ることができる場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。

※詳細は、お問い合わせ頂くか、市ホームページをご覧ください。

広報めまづ [検索](#)

国民健康保険課 ☎055-934-4725



## 国民年金保険料の免除制度

**内容** 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が相当程度減少し、国民年金保険料の納付が困難な人を対象とした、保険料の全額免除または全額猶予、もしくは一部免除される制度があります

**対象** 次の要件をすべて満たす納付が困難な国民年金第1号被保険者

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響で業務が失われた等により収入が減少した人
- ② 当年中の所得見込額が、国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる人

**対象期間** 2月分～6月分(学生納付特例は2月分～令和3年3月分)

**必要書類** ・国民年金保険料免除猶予申請書または学生納付特例申請書

- ・所得申立書
- ・学生納付特例を申請する場合は学生証の表裏のコピーまたは在学証明書(原本)
- ・本人確認書類(免許証等)
- ・認印

**申請方法** 市役所1階市民課、各市民窓口事務所または沼津年金事務所(日の出町)にある申請書及び申立書に必要な書類を添えて、直接または郵送

### 所得により免除(猶予)額が変わります

- <免除所得基準額(例)>
- 全額免除・納付猶予  
(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
  - 4分の3免除  
78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
  - 半額免除  
118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
  - 4分の1免除  
158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- <学生納付特例の所得基準額>
- 118万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除額等

※申請書および申立書は日本年金機構ホームページからもダウンロードできます。

ホームページアドレス <https://www.nenkin.go.jp/>

※詳細は、お問い合わせ下さい。

沼津年金事務所 ☎055-921-2201

市民課 ☎055-934-4724



## 一人ひとりができる基本的な感染症対策を徹底しましょう

日常的な活動が段階的に戻る中で、今後は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の第2波・第3波を防ぐことが重要となります。感染の拡大防止と日常的な活動の両立を図っていくためにも、「新しい生活様式」を意識した生活を心がけましょう。

危機管理課 ☎055-934-4803



## 市税の徴収猶予の特例制度



**内容** 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった人を対象に、2月1日(出)から令和3年1月31日(日)までに納期限が到来する個人市民税、法人市民税、固定資産税等の市税の納付を、申請により最大1年間、無担保及び延滞金なしで猶予します

**対象** 次の要件をすべて満たす納税者及び特別徴収義務者(法人・個人は問いません)

- ① 令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
- ② 対象となる市税を、一時に納付または納入することが困難であること

**申請方法** 市役所2階納税管理課または市ホームページにある所定の用紙に必要な書類を添えて直接、郵送またはeLTAXによる電子申請で [広報めまづ](#) [検索](#)

**申請期限** 6月30日(例)または各納期限のいずれか遅い日(納期限が延長された場合は延長後の期限が適用されます)

※2月1日(出)以降の既に納期限が過ぎている未納の市税についても、遡ってこの特例制度を利用することができます。

※申請には、収入や現預金の状況が分かる資料の提出が必要となりますが、提出が難しい場合はご相談下さい。

※電子申請については、eLTAXのホームページをご覧ください。

※詳細は、お問い合わせ下さい。

納税管理課 〒410-8601 沼津市役所 ☎055-934-4732



eLTAXはこちら

